

「釜石市学校規模適正化・適正配置推進計画策定委員会」

学習会（2024.10.4）

小中一貫教育の制度・ 現状について

田代高章（岩手大学教育学部）

1

Q1：現在の子どもたちを
取り巻く社会状況は？

2

現代社会では、グローバル化の進展、人工知能の発展、国際紛争、貧困・格差の問題があり、国内でも少子高齢化、人口減少等の問題がある。

特にコロナ禍後、
他者とのかかわり・
交流の不足が
問われる



上記のような変化の激しい時代にあって、現代は、「VUCA」の時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性を特徴とする）といわれる。また「知識基盤社会」ともいわれる。

知識基盤社会の特徴

- i. 知識に国境がなく、グローバル化が一層進む。
- ii. 知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる。
- iii. 知識の進展は旧来のパラダイムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる。
- iv. 性別や年齢を問わず参画することが促進をされる。

3

Q2：現在、学校教育を通して、子どもにどのような力の育成が目指されているのか？

4

現代の社会状況を踏まえると、子どもたちには、学校で学んだことが社会に出ても活用できるよう「生涯に渡って、学び続ける力」を養い、主体的に自ら学び、自ら考え、問題を解決し、行動できる自己の創造を図ることと、これまでの社会への適応を超えて、これからの未知なる社会の創造の担い手を育む教育が求められる。

↓

これにより教育の目的である「**人格の完成**」(=「生きる力」〔知・徳・体〕)をめざし、今日、国際的にいう個人と社会の「**ウェルビーイング**」の実現を目指すことになる。

↓

具体的に学校では、広くは「**資質・能力**」の三つの柱を基盤に子どもに育む力を教育目標として設定し、特に、学習場面における「**学力の3要素**」を意識した学習指導が行われる。

5

2-2. 教育の社会化機能 (Helmut Fend による)

* 学校の社会化機能として、よく言われるのが、
①「社会化」機能
②「選別・配分」機能
③「正当化」機能

国家・社会の形成に貢献する人材育成 (教育の社会化機能)

自ら考え、判断し、他者と関わりつつ行動し、より良い社会を創造できる力

未知なる課題を解決し、社会を創造していく

社会適応 (soziale werdung) → 社会創造 (soziale machung)

※強制的契機が強い ※自治的契機が強い

7

2-1. :教育の目的(教育基本法第1条の構造)

第1条「教育は、**人格の完成**を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」

人格の完成
(平和で民主的な国家・社会の形成者としての心身ともに健康な国民の育成)

自ら考え、判断し、他者と関わりつつ行動し、充実した自らの人生を創り出すことができる力

国家・社会の発展に貢献する人材育成 (社会適応・社会創造)
* 次の図へ続く

個々人の自己実現 (自己創造)

6

生涯にわたって学び続ける人間 (人格の完成を目指して)

学校で学んだことが「**将来の社会**」で活用できる
(社会創造の主体)
(自己実現の主体)

現在の社会 日常世界

「**学校**」
(幼・小・中・高の子どもたち)

家庭 (ヒト・モノ・コト) ← つながり
専門家 (ヒト) ← つながり

地域 (ヒト・モノ・コト) → つながり
行政や多様な団体 (ヒト) → つながり

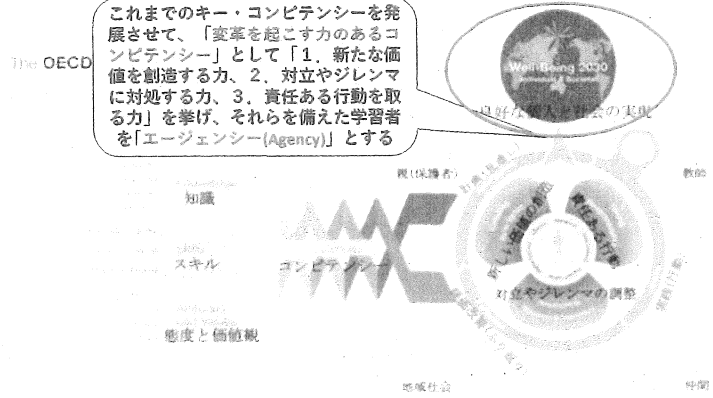
人の生涯

8

2-3. 2030年に向けたラーニング・フレームワーク(OECD)

「エージェンシー (Agency)」= 変革を起こすために、目標を設定し、振り返りをしながら、責任ある行動をとる力 ⇒ 子どもがこの力を発揮するための教育の枠組み

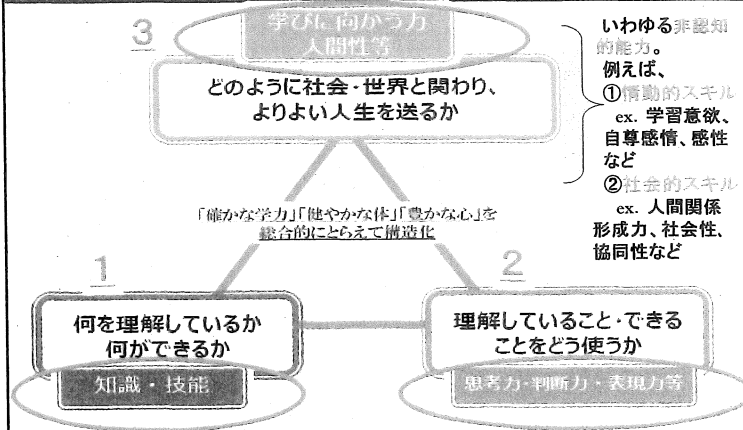
これまでのキー・コンピテンシーを発展させて、「変革を起こす力のあるコンピテンシー」として「1. 新たな価値を創造する力、2. 対立やジレンマに対処する力、3. 責任ある行動を取る力」を挙げ、それらを備えた学習者を「エージェンシー(Agency)」とする



(OECD “The future of education and skills Education 2030” 2018 より)

2-5. H29学習指導要領改訂:「資質・能力」の三つの柱

育成すべき資質・能力の三つの柱 (案)

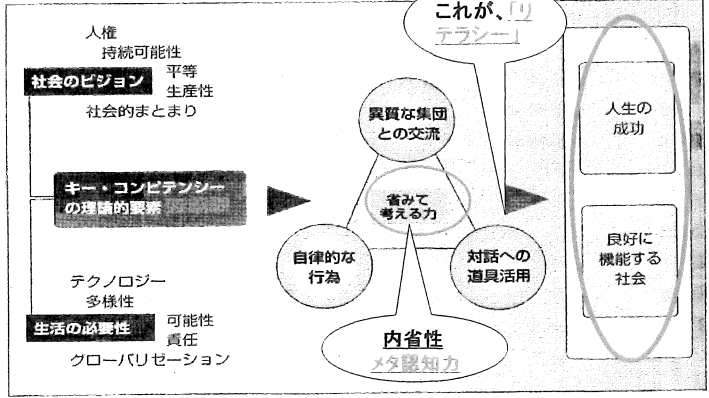


いわゆる非認知的能力。
例えば、
①情動的スキル
ex. 学習意欲、自尊感情、感性など
②社会的スキル
ex. 人間関係形成力、社会性、協同性など

(中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善及び必要な方策等について」概要 2016年12月21日より)

2-4. 社会で求められる力・キー・コンピテンシー (OECD)

図1 DeSeCoの全体枠組み



(ライチェン、サルガニク編『キー・コンピテンシー 国際標準の学力をめざして』明石書店、2006年、196頁)

2-6. 「資質・能力」の三つの柱 (文部科学省)

「資質・能力」(≒「生きる力」いわゆる全人的な力)の三つの柱

- ①知識・技能
- ②思考力・判断力・表現力等
- ③学びに向かう力・人間性等

(注) 「資質・能力」の三つの柱のうち、最後の③「学びに向かう力・人間性等」、特に「人間性等」まで入る点で、「学力の3要素」よりも「資質・能力」の三つの柱の方が概念的に広い(「資質・能力」の中に「学力」は包含される)。

「資質・能力」の三つの柱 > 学力の3要素

2-7. 「学力」の3要素（学習評価における3観点）

- ①「知識・技能」
- ②「思考力・判断力・表現力等」
- ③「主体的に学習に取り組む態度」

参照：学校教育法第30条第2項（学力について規定）
 「前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」

13

Q3: 小中一貫教育とは何か？

15

2-8. 現行の学習指導要領の特色（まとめ）

- ① 学校で学んだことが、将来の社会に出た際に、使えるような応用活用できる力（資質・能力）を、学校教育段階から、子どもの生涯発達の視点（幼・小・中・高・大等から成人を通じて）で育てていく。
- ② そのために、教育課程において、現実の社会や日常とのつながりを踏まえながら、教科横断、校種間のつながりを図り、未知なる課題を解決できる（自分で、他者と協同・協働して）ような「主体的・対話的で深い学び」を授業改善の視点とする。
→ 幼小中高連携、小中一貫、中高一貫など
- ③ 学校と地域との連携・協働を人的側面・物的側面の両面で実現する。
→ コミュニティ・スクール、地域学校協働活動など、多様な人々の参画
- ④ 上記①、②、③を教育目的・教育目標の実現にとって意味ある教育となるよう、学校全体で継続的に教育活動の効果的運用を図る。
→ カリキュラム・マネジメント

14

3-1. 「小中連携」と「小中一貫」の用語

- ・ **小中連携教育**：小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育。
- ・ **小中一貫教育**：小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、体系的な教育を目指す教育

* 但し、文科省や国立教育政策研究所等の文書では、一応、上記のような理解を前提にしているようだが、実際の運用上は曖昧で、厳密な定義ではない。

16

3-2. 小中連携・小中一貫教育の関係

〔文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」〔2016.12.26〕より〕

小中連携教育 小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育 小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

新たな学校種(一つの学校)
=一人の校長、一つの教職員組織
修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)

校長(1人)

小中一貫型小学校・中学校

組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を実施形態
=それぞれの学校に校長、教職員組織

**②併設型小学校・中学校
(同一の設置者)**

**③連携型小学校・中学校
(異なる設置者)**

17

3-4. 小中一貫教育の導入のねらい

(国立教育政策研究所の調査から)

- ①中1ギャップの緩和など生徒指導上の成果を上げるため。
(生活指導面) →
 - ・生活環境の変化が小さく、小から中への円滑な移行が可能。
 - ・9年間で教職員が情報共有しながら継続的な生活指導が可能。
 - ・子ども相互の異学年交流による人間的成長や社会性が育ちやすい。
- ②小中教師間の連携と、9年間の見通しの中で、学習指導上の成果をあげるため。
(学習指導面) →
 - ・系統性や連続性を意識した学習指導が実現しやすい。
 - ・9年間で子どもの実態を把握しながら柔軟に学習指導できる。
 - ・小での教科担任制一部導入。
- ③9年間を通して子どもを育てるといった教職員の意識改革を図るため。
(教職員側の側面)

(国立教育政策研究所『小中一貫教育の成果と課題に関する調査研究』(平成27年8月)より)

19

3-3. 小中一貫教育の制度類型

(文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」〔2016.12.26〕より)

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ふたつの免許は1人の校長が併有するが、併有が義務化された後、併有が義務化される	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程	—	9年間の教育目標の設定 9年間の系統性・体系的に配慮がなされている教育課程の編成	
教育課程の編成に必要となる教員・職員等の人数	○	○	○
施設形態	—	施設併設型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	

18

3-5. 小中一貫教育における課題

(国立教育政策研究所の調査から)

- ①9年間の系統性に配慮した各教科等の指導計画の作成、教材の開発。
- ②小中教職員間の打ち合わせ時間の確保。
- ③教職員の負担感、多忙感の軽減。
- ④小中合同の研修時間の確保。
- ⑤児童生徒間の交流を図る際の移動手段・時間の確保。
- ⑥成果や課題の分析・評価手法の確立と共有。
- ⑦小中教職員間の共通認識と実施体制の充実。
- ⑧地域との連携協働。(学校運営協議会の活用も)

(国立教育政策研究所『小中一貫教育の成果と課題に関する調査研究』(平成27年8月)より。(文部科学省「小中一貫教育の導入状況調査」(2017年3月1日実施)も参照し、加筆。)

20

3-6. 小規模特任校制度

→ 従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの。

（文科省：学校選択制の中の一つ）



少子化による学校の統廃合に対抗する一つの方法
 ・子どもをわざわざ入れたくなるための、魅力ある学校、特色ある教育活動、特色あるカリキュラムの存在は不可欠
 ・地域の協力、協働や連携も必要

（文部省通知「通学区域制度の弾力的運用について」〔平成9年1月〕が発端）

21

21

3. 小中連携を三つのレベルで考える。

- ①子ども間の接続のレベル（校種をつなぐ子ども相互の関わり）相互乗り入れ
- ②教師間の接続のレベル（校種をつなぐ教師相互の関わり）一部教科専任も
- ③校種毎のカリキュラムの接続のレベル（校種をつなぐ各教科・領域の一貫した教育課程編成）9年一貫カリキュラム

4. 小と中（可能な限り、幼と高も）の学校教育の目標、特に、子どもに育てたい「資質・能力」について、校種を越えて理解・共有する。

*「資質・能力」の三つの層を意識すること（①全ての教科の基盤、②各教科等、③教科等を越える現代的諸課題）

5. 各教科等で求められる「見方・考え方」を校種を越えて全体把握する。

6. 教育課程編成の横断と縦断（教科等内容のヨコのつながり：教科間関連、教科等内容のタテのつながり：校種間関連）を意識する。

23

23

3-6. 小中一貫教育を考える際のポイント

1. 小中連携（小中一貫）教育は、それ自体が目的ではない。

子どもたちの学力保障も含めた「全人的な発達＝生きる力」（自分自身および他者とともに、生涯学び続ける人間として生きるため）を促すための有効な手段の一つ。

2. 子どもの実態把握（学習や生活の状況等）を、小中学校の教職員等間で共有する。（教員のみならず、保護者や地域の方々、専門家も含む。但し、個人情報に配慮して）*実態把握のための根拠資料の明確化。分析の結果から、各教科等のどの単元が弱点かを共有。

*カリキュラム・マネジメントの観点からは、実態把握－課題認識－目標－内容－方法－評価の一体化で構想する。

22

22

Q4：学校と地域との協働のあり方？

24

4-1. 学校と家庭・地域連携の必要性

1. 社会的現実への対応：

少子高齢化。核家族化や労働形態の変化による家庭の教育力低下。都市化や過疎化の進行など、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力低下。近年の地方創生への動き（地域を核に、社会を創造する人材を育成）。

2. 具体的な制度化への動き：

* 教育基本法第13条(学校、家庭・地域住民等の相互の連携協力)

- ① 学校評議員制度（学校教育法施行規則第49条：2000年～）
- ② 学校運営協議会制度（地教法第47条の6：2004年～、2017年4月改正）
- ③ 学校支援地域本部事業（文部科学省：委託事業 2008年度～）
- ④ 地域学校協働活動（社会教育法第5条第2項、9条の7 2017年3月改正）

* 教育再生実行会議「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」（第六次提言 平成27年3月4日）

* 中教審答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（平成27年12月21日）

* 中教審答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（平成30年12月21日）

4-3. 地域学校協働活動

法的根拠：社会教育法第5条第2項、9条の7（平成29年3月改正）

社会教育体制として、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。従来の学校支援地域本部の一方的支援活動と異なり、学校と地域の双方向型の連携協働をめざす。

→学校と協働し、学校運営協議会を支える

* 参考（条文の重要事項のみの抜粋）

社会教育法第5条第2項 市町村の教育委員会は、地域住民その他の関係者が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

4-2. コミュニティ・スクール

学校運営協議会（文科型コミュニティ・スクール）

法的根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の6（平成29年4月1日改正施行）

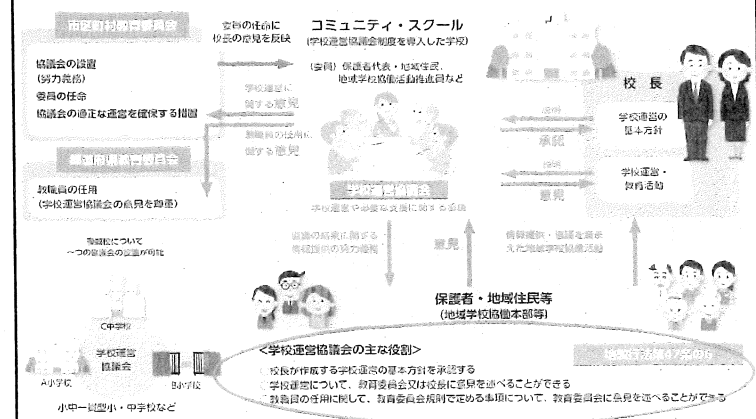
協議内容：

- 校長の作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる。
（ただし、任命権者の任命権行使そのものは拘束しない）

第47条の6 第1項

：教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。

4-4. 学校と地域の連携・協働のイメージ



（文部科学省・パンフレット『コミュニティ・スクール2018』1頁より）

4-5. コミュニティ・スクールに関連する体制

1) いわての教育振興運動（法的根拠はない）

→岩手県の教育水準の向上、子どもの健全育成、家庭や地域の教育力向上などを目ざして、昭和40年に始まった、学校・家庭・地域住民・子ども・行政の五者連携で、地域の教育課題の解決に自主的に取り組む教育運動。

→法的制度としてのコミュニティ・スクールの基盤となる。

2) いわて型コミュニティ・スクール（法的根拠はない）

→具体的目標を「学びフェスト」として設定し、目標達成型の学校づくりのため、学校・家庭・地域との連携協働による教育を推進する岩手県独自の取り組み（小中学校）。

→今後は、法的根拠を有する学校運営協議会への移行をめざす中で、その趣旨を生かす。

29

29

4-6. コミュニティ・スクールに関連する体制

3) 学校評議員制度（学校教育法施行規則第49条）

→校長の学校運営を補完する制度。合議制の協議体ではない。評議員個々人は、校長の求めに応じて意見を言えるが、それが学校運営に反映されるかは、あくまで校長の判断による。

→地域住民参画の視点からは不十分であり、今後、学校運営協議会へ移行する？

第49条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

（他校種も同条を準用）

30

30

4-7. 学校づくりと地域づくりの一体化

なぜ今、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が必要なのか？

背景 時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

- | | |
|---------------------|---------------------------------|
| ◆教育環境を取り巻く状況 | ◆社会の動向 |
| ●児童生徒数の減少 | ●少子高齢化の進行 |
| ●子供の規範意識等への課題 | ●少子・高齢化や高齢化の進展 |
| ●学校が抱える課題の複雑化・固定化 | ●地域社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下 |
| ◆教育改革の動き | ◆地方創生の動き |
| ●「社会に開かれた教育課程」の実現など | ●学校を核とした地域の活性化 |

求められるものは・・・

- これからの時代を生き抜く力の育成（学校だけでは得られない知識・経験・能力）
- 地域住民が自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換

学校と地域の連携・協働が必要

具体的な取組として・・・



「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現！

（文部科学省『これからの学校と地域～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動～』（令和2年3月）より抜粋）

31

4-8. 学校と地域が協働することで期待される効果

学校から地域への貢献

（施設利用、交流行事、学校での公開講座、地域へのボランティア活動等）
→ 地域の方々の人生の充実や生きがい、生活上のサポートにつながる



共通の目標のもとでの互恵的関係

地域から学校への貢献

（地域の専門家の授業協力、体験活動支援、学校へのボランティア活動、部活指導等）
→ 学校教育活動の充実、子どもたちの当事者意識の醸成、ふるさとへの愛着につながる（定住人口、交流人口、関係人口の創出へ）

32

Q5:これからの望ましい 学校環境を考える際の 留意点

33

② 望ましい学校環境のあり方は、「子どもの最善の利益」（「国連：子どもの権利条約」の精神、わが国の「こども基本法」の理念から）を第一に考え、子どもの学習権保障、教育を受ける権利の保障にとって何が必要かという視点で捉えていく。

特に、利害関係当事者として、「こども基本法」第3条から、直接の当事者である「子ども」の声を聴くことが大切。また、学校環境のあり方は、保護者やこれからの子育てに関わる若い世代の意見も、関係当事者の参画を保障するという観点で重要。

「こども基本法」第3条

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

35

① 教育の目的である「人格の完成」には「自己創造」と「社会創造」の担い手の育成の二側面があること（教育基本法第1条）、OECDが示す教育の目的である「ウェルビーイング」に、個人的側面と社会的側面があることから、

個々人の成長発達による自己の創造と、集団(多様な他者)と協働した社会の創造を可能にする力の育成を保障する学校環境であることが望ましい。

「個別最適な学び」=子どもの個性に応じた柔軟な指導(指導の個別化)と、子ども各自の興味関心に応じて学習を自己調整すること(学習の個性化)は、「協働的な学び」=多様な他者と学び合う中で、内容理解を深めたり、他者の良さに気づき、他者理解を深めることにつながる。

34

参考文献

- ・天笠茂『カリキュラムを基盤とする学校経営』ぎょうせい、2013年。
- ・国立教育政策研究所『小中一貫【事例編】』東洋館出版社、2016年。
- ・佐藤晴雄『コミュニティ・スクールの成果と展望』ミネルヴァ書房、2017年。
- ・佐藤学「4章 学びの文化的領域」佐伯胖他編『学びへの誘い』東京大学出版会、1995年。
- ・ジョン・デューイ/宮原誠一『学校と社会』岩波書店、1957年（原書発行1899年）。
- ・デューイ/市村尚久訳『学校と社会・子どもとカリキュラム』講談社、1998年（「子どもとカリキュラム」の原書発行1902年）。デューイ/市村尚久訳『経験と教育』講談社、2004年（原書発行1938年）。
- ・田代高章「学校種間連携によって子どもの学びと育ちをどう保障するか」日本教育方法学会編『教育方法52新時代の授業研究と学校間連携の新展開』図書文化、2023年。
- ・田代高章・阿部昇『「生きる力」を育む総合的な学習の時間』福村出版、2021年。
- ・田村知子『カリキュラムマネジメントの理論と実践』日本標準、2022年。
- ・田中耕治・水原克敏・三石初雄・西岡加奈名恵『新しい時代の教育課程』有斐閣、2019年。
- ・中留武昭、田村知子『カリキュラムマネジメントが学校を変える』学事出版、2004年。
- ・日本カリキュラム学会編『現代カリキュラム研究の動向と展望』教育出版、2019年。
- ・日本教育方法学会編『教育方法学研究ハンドブック』学文社、2014年。

36